

## 告発の現場から③－IT企業の粉飾－

### 1 粉飾とは

「粉飾」というのは正式な罪名ではありません。正式には、「虚偽有価証券届出書提出」とか「虚偽有価証券報告書提出」などといいます。

発行市場にしる流通市場にしる、証券市場が適切に機能するためには、投資対象となる有価証券について、一般投資者が投資判断を行うのに十分な情報が提供されている必要があります。このため、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）は、「第2章 企業内容等の開示」において、ディスクロージャー制度を定め、発行市場において有価証券の募集・売出しを行おうとする会社に対しては、直近事業年度の損益計算書や貸借対照表等の財務諸表等を記載した有価証券届出書を内閣総理大臣に提出させ（これを「発行開示」といいます。）、また、その発行する株券が流通市場で広く取引されている上場会社については、毎事業年度これらの財務諸表等を記載した有価証券報告書を内閣総理大臣に提出させることによって（これを「継続開示」といいます。）、投資対象となる株券を発行する会社の事業内容や財務内容等を真実、正確、明瞭に開示させ、一般投資者に投資判断に必要な情報を提供させることとしております。

なお、金商法では、「内閣府令で定めるところにより、・・・内閣総理大臣に提出」と規定されていますが、具体的な提出先としては、企業内容等の開示に関する内閣府令第20条で、「本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない」とされております。実際には、[EDINET](#)（[E](#)lectronic [D](#)isclosure for [I](#)nvestors' [N](#)ETwork）という電子開示システムを通じて、提出や公衆縦覧が行われております。[EDINET](#)には、金融庁ホームページからどなたでもアクセスできますので、ご興味のある方は、ちょっとのぞいてみてください。

さて、「粉飾」こと「虚偽有価証券届出書提出」や「虚偽有価証券報告書提出」ですが（以下「虚偽有価証券報告書等提出」といいます。）、これらは金商法第197条第1項第1号に規定されていて、「第5条の規定による届出書類（＝有価証券届出書等）、・・・有価証券報告書・・・であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者」は「十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とされています。これは、先にお話したようなディスクロージャー制度の趣旨を踏まえ、「重要な事項につき虚偽の記載のある」有価証券報告書等を提出し、虚偽の財務内容等を開示することによって一般投資者の投資判断を誤らせ、発行・流通両市場に対する信頼を損なうような行為に対して厳罰で臨むことによって、市場の公正性、有価証券の円滑な流通、投資者保護といった金商法の保護法益を守ろうとするものです。

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、証券市場が適切に機能する上で最も重要なインフラとも言うべきディスクロージャー制度に対する信頼を確保するため、インサイダー取引や相場操縦といった不公正取引に対する監視とともに、虚偽有価証券報告書等提出に対する監視についても、強力に取り組んでおります。

### 2 告発事案の概要

証券監視委は、平成22年3月、東証一部上場企業であったコンピューターソフトウェア開発・販売等のニウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出について、横浜地検に告発しました。

【告発の対象となった犯則事実】

(1) 平成 18 年 6 月期の粉飾（平成 22 年 3 月 2 日告発）

犯則嫌疑法人ニイウスコー株式会社は、コンピュータに関する各種ソフトウェアの開発、販売、販売代理、仲介及びコンサルタント業務等を営む会社並びにこれに該当する業務を行う外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援、管理すること等を目的としていたもの、犯則嫌疑者 A は、同社の代表取締役会長として、同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、同社の取締役等として、犯則嫌疑者 A を補佐し、同社の業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、同社の業務に関し

第 1 平成 18 年 9 月 21 日、同社本店において、同所に設置された同社の使用に係る入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局長に対し、同会社の平成 18 年 6 月期の連結事業年度につき、売上高が 642 億 7,997 万 9,000 円、経常損失が 4 億 8,282 万 6,000 円であったにもかかわらず、循環取引等を利用した架空売上を計上するなどの方法により、売上高を 771 億 8,067 万 2,000 円、経常利益を 56 億 8,213 万 5,000 円と記載した連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第 2 同社が発行する株券の募集に際し、平成 19 年 8 月 29 日、前同様の方法により、関東財務局長に対し、上記第 1 記載の有価証券報告書を参照すべき旨記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

(2) 平成 17 年 6 月期の粉飾（平成 22 年 3 月 19 日告発）

上記(1)の事件の犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人ニイウスコー株式会社の業務に関し

第 1 平成 17 年 9 月 21 日、同社本店において、同所に設置された同社の使用に係る入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局長に対し、同社の平成 17 年 6 月期の連結事業年度につき、売上高が 643 億 9,546 万 1,000 円、経常損失が 14 億 8,019 万 4,000 円であったにもかかわらず、循環取引等を利用した架空売上を計上するなどの方法により、売上高を 789 億 873 万 5,000 円、経常利益を 59 億 3,150 万 8,000 円と記載した連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第 2 同社が発行する株券の募集及び売出しに際し、平成 18 年 3 月 6 日、前同様の方法により、関東財務局長に対し、上記第 1 記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

### 3 告発の意義

(1) 悪質な粉飾の刑責を厳しく追及

ニイウスコーは、上記犯則事実のとおり、複数年度にわたり粉飾を行っていたものであり、その粉飾金額も(1)、(2)合わせて売上高で約 274 億円、経常利益で約 135 億円と極めて巨額に上ります。更に、同社の調査委員会報告書によれば、既に時効にかかっている、証券監視委として追及しない

期についても粉飾があったと指摘されているところであり、東証一部上場企業であったニイウスコーは、何年にもわたり大規模な粉飾を常習的に繰り返してきたということです。

そして、このような巨額の粉飾決算に基づいて、(1)においては、犯則事実第2にあるように、約200億円もの第三者割当増資が、また(2)においても、犯則事実第2にあるように、約60億円もの公募増資が行われております。これは市場を欺いて多額の資金調達を行うものであります。更に(2)においては、公募増資に際し、犯則嫌疑者兩名は、自己が保有している同社の株式を売り出して多額の対価を得ているものであり、一般投資者を騙して、その犠牲の下、自己の利益を図るものとして、極めて悪質な粉飾事件と考えられます。

このような悪質な粉飾を摘発し、刑責を厳しく追及するということに、本件告発の第一の意義があります。

## (2) IT業界における粉飾の一掃

本件では、IT業界等のいくつかの会社を介する大規模な循環取引が認められました。IT業界には、このような循環取引等、不適切な会計処理が行われる業界固有のリスク特性があつて、日本公認会計士協会は、「IT業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、IT業界固有のリスク特性を踏まえた監査上の留意事項等について検討し、平成17年3月、「情報サービス産業における監査上の諸問題について」という報告書を取りまとめました（同報告書は日本公認会計士協会のホームページからダウンロードできます。）。

同報告書においては、「情報サービス産業における会計環境の特質として、取引対象のソフトウェアあるいはサービスの実在性、取引の経済合理性、取引価額の妥当性及び取引先との共謀などの諸問題が指摘される」とされており、具体的には、「事業の対象物が「無形」であることから、外部からその開発状況や内容を確認することは難しく、さらに実際の開発作業においては、・・・プロジェクトチーム内で完結することが多く、またライセンスにしてもその当事者以外は内容や実在性を確認することが難しい・・・。このため、企業として内部統制が十分に機能しにくい特性がある。」とか、「経営資源を社内に蓄積するだけでなく、必要に応じて外部から積極的に支援を受ける傾向にあり、下請取引が幅広く行われ・・・多段階請負構造が業界として慣行化している。」とか、「情報サービス産業の多段階請負構造の中では、・・・企業間で商社的な取引が日常的に行われている。商社的な取引は・・・中には物理的にも機能的にも付加価値の増加を伴わず、会社の帳簿上通過するだけの仲介取引も存在する。・・・複数の企業が関与した仲介取引の場合には取引全体の実態が非常に判別しにくいことから、近年、名目上は仲介取引であるものの、本来の仲介以外の目的で取引が実行され、不正取引に利用された事例も見受けられる。」などとされており。

この商社的な取引について、同報告書は、更に、「物理的にも機能的にも付加価値の増加を伴わず、会社の帳簿上通過するだけの取引（スルー取引）、複数の情報サービス企業を経由して最終的に起点となった企業に商品・製品等が戻ってくる取引（Uターン取引）、複数の企業が互いに商品・製品等をクロスして販売し合い、その後在庫を保有しあう取引もしくは在庫を保有しないで単に売上を相互にスルーする取引（クロス取引）は、取引全体としては実態のない利益操作目的の異常な商社的な取引と考えられる」として、循環取引等、不適切な会計処理が行われるIT業界固有のリスク特性を指摘し、監査上留意する必要があるとしております。

また、平成18年3月には、この報告書をもとに企業会計基準委員会が、IT業界の監査に係る実務指針「実務対応報告第17号 ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」を策

定しております。

([参考資料](#))をご覧ください。課徴金勧告事案も含め最近の粉飾事案について、一覧表に整理してみました。この中で、特別調査課が犯則事件として告発した3つの事件は、いずれも架空循環取引を主な粉飾の手口としておりますが、オー・エイチ・ティーとプロデュースは電機メーカーで、ソフトウェアを主な取扱商品としているIT企業は本件ニイウスコーということになりますが、勧告事案まで見渡すと、IT企業が結構目立っております。

さて、本件のニイウスコーですが、同社は、もともとIBM製のハード・ソフトを販売するいわば販売代理店として日本IBM等によって設立された会社で、日本IBMから仕入れた製品を販売することをなりわいとしていたわけですが、そのようにして業務を行っていく中で、先ほどご紹介した日本公認会計士協会の報告書に言うところのIT業界の「会計環境の特質」にどっぷり染まり、架空循環取引等の粉飾に手を染めていったものです。

証券監視委は、本件粉飾事件の調査を進めるに当たっては、IT業界の「多段階請負構造」の中に切り込み、ニイウスコーを巡る循環取引を形成する商流の中で調査上必要な取引先にはしっかり調査に入って実態解明を行いました。本件告発が、先にお話したような日本公認会計士協会や企業会計基準委員会における取組みなどともあいまって、IT業界における「会計環境の特質」を背景とした粉飾の一掃につながることを期待しております。これが本件告発の第二の意義であると考えております。